

市営住宅を活用した就労者向け住宅の募集について（募集要項）
（市内事業者への新規採用者・外国人就労者）

網走市では、市内の事業者が市外から新たな採用者を雇用される場合や外国人就労者の雇用に際して、市営住宅の空家を社宅として活用いただく事業者を募集します。

1. 住宅契約者

- ・市内に事業所を置き運営する事業者で従業員向け住宅等が不足し、規定する入居対象者を市営住宅に入居させるため使用したい網走市税の滞納がない事業者（人材派遣等事業の場合は対象外となります）

2. 入居対象者

- (1) 市内事業者で雇用する在留登録のある外国人就労者
- ・在留資格カード(中長期滞在)を有する外国人就労者で網走市に住民登録する方
- (2) 市内事業者で雇用する市外からの新規採用者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと
 - ・就職に際して、市外から住民登録する方
 - ・入居は、採用から原則1年、最長5年となります

3. 入居期間

- ・入居決定日から令和8年3月31日まで
（再申請により延長可能ですが、2（2）の入居者は採用から最長5年となります）

※1戸当たりの入居人数は、上限3名。

- (1) 外国人就労者：同一出身地、同性 (2) 市外からの新規採用者：同性

4. 募集期間

- 令和7年7月14日(月)から7月25日(金)まで(受付時間:8:45-17:30)
- ・今回の募集は、8月1日から10月31日までに入居される方が対象の募集になります。
 - ・一部住宅(台町地区)については、鍵のお渡しは8月15日以降となる場合があります。
 - ・募集部屋数を超える申し込みがあった場合は、抽選を行い決定します。

5. 対象住宅と住宅使用料 (住宅使用料：R7.4.1基準) ※15戸募集
【住宅使用料は、毎年、金額が変動します。】

地区	募集部屋数	月額住宅使用料	敷金
大曲1丁目地区 (3LDK 3階建)	9戸	25,000～26,400円	50,000～52,800円
台町3丁目地区 (3LDK 4階建)	6戸	26,400～26,800円	52,800～53,600円

- ・入居時には敷金（家賃2カ月分）の納入が必要です。
- ・照明・暖房器具、灯油タンク、網戸、浴槽・風呂釜・給湯設備など、入居者の方にご用意いただく設備があります。
- ・ガスの利用時は、入居される棟ごとに指定事業者があります。

6. 住宅契約者等の遵守事項等

(1) 住宅契約者等の町内会等加入

- ・住宅契約者は、町内会・自治会(以下「町内会等」という。)へ加入し、町内会等活動には入居者も含め積極的に参加していただきます。また、入居者には隣人等とのトラブルを未然に防ぐなどの指導を行うことを条件とします。

(2) 遵守事項

- ①常に善良な管理意識をもって利用すること。
- ②火気の取扱いに十分注意すること。
- ③施設等を正常な状態で利用し、清潔に保つこと。
- ④ペットを飼育しないこと。(一時預かりもできません。)
- ⑤事業又は営業、寄附の募集、興行、展示会、政治活動、宗教活動等の行為をしないこと。
- ⑥人身等に危険を及ぼすこと又は他人の迷惑になる行為をしないこと。
- ⑦ゴミは分別を徹底し、指定期日に出すこと。
- ⑧駐車場が必要な場合は手続きを行うこと。(1区画・月額1,570円)
- ⑨その他市長の指示に従うこと。

(3) 禁止行為

- ①公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
- ②対象住宅の改修、増築又は土地の現状変更
- ③対象住宅を使用する権利の他人への譲渡又は転貸
- ④その他地域対応活用住宅の使用にふさわしくない行為

(4) 損害賠償

- ・住宅契約者は使用者の故意又は過失によって、建物及び附属器具を滅失し、又は毀損したときは、その損失を賠償しなければならない。ただし、市長が、特にやむを得ないと認めるときは、その賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(5) 使用取り消し

- ①対象住宅の住宅使用料及び駐車場使用料が納期限より3ヶ月以上滞納した場合
- ②使用者が、偽りその他不正の手段により使用許可を得たとき。
- ③正当な理由がなく、1ヶ月以上、対象住宅を使用しないとき。
- ④対象住宅を故意に毀損したとき。
- ⑤市営住宅の用途廃止、災害等で公営住宅の用に供さなくなったとき。
- ⑥市長の許可なく模様替え等をしたとき。
- ⑦その他市長が趣旨に基づく目的外使用を継続することが困難と判断したとき。

(6) 住宅契約者の費用負担義務

- ①公営住宅法第21条に規定する場合以外の修繕に要する費用
- ②電気、ガス、水道使用料並びに下水道使用料
- ③共益費(共同施設並びにエレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用及び維持並びにこれらの運営に要する費用等)の費用
- ④住宅内外の清掃費、襖及び畳の張替え、ガラスの修繕、電球の取替え等に要する費用
- ⑤軽易な附属器具の取替え又は修繕に要する費用
- ⑥その他使用者の責めに帰すべき修繕費
- ⑦市長が前各号に準ずると認めるものの費用

(7) その他

設備変更・模様替え等の住宅改修の費用は自己負担となり、事前に市の許可が必要です。また、退去時には自己負担にて原状復帰を行っていただきます。

<問い合わせ先>

網走市役所 建築課 住宅管理係
電話 0152-67-5563(直通)